



令和6年第12回総会

会 議 録

期 日 令和6年12月26日  
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

# 令和6年第12回枕崎市農業委員会総会

## 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和6年12月26日(木)

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	58	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	59	農地法第3条許可申請について
4	60	農地法第5条許可申請について
5	61	農用地利用集積等促進計画の調整について
6	62	農用地利用集積計画の調整について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
12月26日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博  
主幹兼農地係長 前原光博  
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 6 年第 12 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。12 番俵積田正康委員、13 番有村委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 58 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 137 号から 160 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 6 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 24 名です。

解約面積は畑が 40 筆で 33,686 m<sup>2</sup>、合計 40 筆で 33,686 m<sup>2</sup>です。

以上農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 137 号から 160 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は 4 件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号 35 号の申請地は、  
平田町〇〇番，田，425 m<sup>2</sup>です。  
譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，75 歳，桜木町にお住まいです。  
譲受人は，〇〇〇〇さん，兼業農業，85 歳，平田町にお住まいです。  
譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。  
申請地については 6 ページに掲載してあります。

申請地は中原水産跡地より東側〇〇mに位置します。

整理番号 36 号の申請地は、  
園見西町〇〇番，畑，1,072 m<sup>2</sup>です。  
譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，88 歳，汐見町にお住まいです。  
譲受人は，有限会社〇〇，農業，中央町に所在です。  
譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。  
申請地については 8 ページに掲載してあります。

申請地は牧園公民館より南西側約〇〇mに位置します。

整理番号 37 号の申請地は、  
別府西町〇〇番，畑，552 m<sup>2</sup>です。  
譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，84 歳，神奈川県にお住まいです。  
譲受人は，〇〇〇〇さん，新規兼業農業，別府西町にお住まいです。  
譲渡事由は，贈与，譲受人の農業開始ということでもあります。  
申請地については 10 ページに掲載してあります。

申請地は俵積田集落墓地より南側約〇〇mに位置します。

整理番号 38 号の申請地は、  
桜山本町〇〇番，田，316 m<sup>2</sup>  
桜山本町〇〇番，畑，329 m<sup>2</sup>  
桜山本町〇〇番，畑，685 m<sup>2</sup>  
桜山本町〇〇番〇，畑，106 m<sup>2</sup>  
桜山東町〇〇番，畑，230 m<sup>2</sup>  
桜山東町〇〇番，畑，845 m<sup>2</sup>

です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，87 歳，埼玉県にお住まいです。  
譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，桜山本町にお住まいです。  
譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については 12～14 ページに掲載してあります。

申請地桜山本町〇〇番は的場水産倉庫より西側約〇〇mに，  
申請地桜山本町〇〇番，桜山本町〇〇番は松下公民館より南側約〇〇mに，  
申請地桜山本町〇〇番〇は松下公民館より北側約〇〇mに，  
桜山東町〇〇番，〇〇番は山崎解体より南西側約〇〇mに，  
位置します。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。  
整理番号35号について、水野委員お願いします。

3番（水野委員）整理番号35号について報告いたします。

12月13日譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。現地は保全管理された畑です。譲渡人は、〇〇〇〇さん桜木町に居住しています。

譲受人は平田町に居住しています。

位置関係は事務局の通りです。

申請地の東側は市道、西側、北側は保全管理された畑、南側の登記地目は畑ですが、現況地目は雑種地と果樹園です。

取得後は、果樹を栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われます。以上、報告を終わります。

議長 整理番号36号について、園田委員お願いします。

6番（園田委員）整理番号36号について報告します。

12月12日に譲受人〇〇の代表〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地確認を行いました。位置関係は事務局の通りです。

申請地の東側は耕運された畑、西側は茶畑、南側は道を挟んで遊休農地と耕運された畑、北側は茶畑と遊休農地です。譲受人〇〇さんは搾乳牛と交雑種の肥育牛を飼育する畜産農家です。自作地、借入地合わせて約16haを耕作しています。規模拡大の為申請地を取得するもので、取得後は地域の農地利用調整に協力し農薬等の使用方法についても地域の防除基準をまもり近隣の土地に影響の無いように牧草地として耕作する予定で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じ無いものと考えられ問題の無い申請ではないかと思われます。以上報告を終わります。

議長 整理番号37号について、俵積田広昭委員お願いします。

10番（俵積田広昭委員）整理番号37号について報告いたします。

12月13日譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は俵積田集落に居住する新規兼業農業です。父の営む甘藷栽培に従事しています。

譲渡人は、譲受人の叔父であり、贈与するものです。

位置関係は事務局の通りです。

申請地の東側、南側、北側は畑、西側は市道です。

権利取得後はこれまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号38号について、有村委員お願いします。

13番（有村委員）整理番号38号について報告をします。

12月11日に譲受人の〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査を行いました。  
譲受人は、桜山本町に居住する専業農家です。

譲渡人は、埼玉県に居住し、無職です。

譲渡人の先代がこの地区の出身で、親戚関係ではありませんが、長い間、譲受人が借り受けており、譲渡人が高齢になり、家族も枕崎に帰ることもなく、整理することになり、今回の無償譲渡となりましたとの事です。

位置関係は事務局の通りです。

桜山本町〇〇番の東側は公衆用道路、西側、南側、北側は田です。

桜山本町〇〇番、〇〇番の東側は畑、西側は宅地、南側は公衆用道路、北側は山林と宅地です。

桜山本町〇〇番〇の東側の登記地目は畑ですが、現況は竹山、西側、南側は竹山、北側は菜園畑です。

桜山東町〇〇番、〇〇番の東側、西側、北側は畑、南側は公衆用道路です。

取得後は地域の農地利用調整に協力し、自然農業を目指すとのことで、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わりますます。

議長

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号35号から38号については、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第4号、農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第5条の許可申請は1件で、所有権の移転に関する申請です。

整理番号14号の申請地は妙見町〇〇番、畑、296㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在は借家住まいのため、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は、17ページに掲載してあります。

妙見グラウンドより東側約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する小集団の農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を一般住宅の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は居宅1棟の建築で、計画面積は296㎡で問題のないものと思われま

す。建物の高さは5.5mの平屋建て、境界より1.5m控えて建築します。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号14号について、原田委員をお願いします。

7番(原田委員)整理番号14号について報告をします。

12月17日に、俵積田農業委員、有村推進委員、事務局の新屋敷さん、ハウスメーカーの〇〇さんの立会のもと現地調査をしました。

申請地は、事務局の説明の通りです。

申請地の東側は農地、南側は道路、西側は農地、北側は宅地です。

東側、北側の境界には、ブロック積みもされており、西側の農地との境界には、新たにブロックを積むとの事でした。

生活排水は合併浄化槽で暗渠を作って南側の側溝へ排水する計画です。

雨水については、南東に溜桝を作って、東側の農地へ流れ込まないように指導しました。

その他被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思えます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号14号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第61号農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)の調整について説明いたします。

これは、農地中間管理機構を通じて利用権設定するものです。

18～23 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号20-1号から82号まで利用権設定を受ける者農事組合法人〇〇外62名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外168名で設定面積は、田が1筆366㎡、畑が212筆94,510㎡、樹園地が82筆131,925㎡、合計82筆131,925㎡です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整については、整理番号20号の1から82号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第61号の決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局

日程第6号議案第62号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが、24・25ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号159-1号から173号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外14名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外43名で設定面積は、田が2筆1,268㎡、畑が49筆42,894㎡、樹園地が5筆2,116㎡合計56筆で46,278㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号159号の1から173号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第62号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 25 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_ 天達 範隆 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 \_\_\_\_\_ 俵積田 正康 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 \_\_\_\_\_ 有村 貞雄 \_\_\_\_\_